

平成22年度中国地方知事会第1回会議 議事録

日 時：平成22年5月31日(月) 14:15～16:25 ホテルオークラ岡山  
場 所：ホテルオークラ岡山 地階 丹頂1(岡山市)  
出席者：会長：二井山口県知事  
平井鳥取県知事、溝口島根県知事、石井岡山県知事、湯崎広島県知事  
事務局長：平尾山口県総合政策部長 他

次 第：

1. 会長挨拶
2. 議 事 事業報告・歳入歳出決算、予算  
平成23年度提案書の編成について
3. 報告事項 中国地方知事会提案事項に対する国の措置状況  
中国地方中山間地域振興協議会事業報告  
中国地方知事会広域連携検討会報告等
4. 意見交換 共同アピール(1～6)  
その他(フリートーク 1～5)

【開 会】

平尾事務局長(山口県総合政策部長) ただいまから、平成22年度中国地方知事会第1回知事会議を開会いたします。

私は、この会議の進行役を務めさせていただきます、山口県総合政策部長の平尾でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、開会に当たりまして、会長であります二井山口県知事がごあいさつを申し上げます。

【会長あいさつ】

二井会長(山口県知事) 一言ごあいさつを申し上げます。

今回は、私が中国地方知事会の会長になりまして、実質的には初めての会議ということになります。今後、会長として最大限の努力をしてみたいと思いますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

さて、御承知のように、政府におきましては、去る5月24日の地域主権戦略会議におきまして、地域主権戦略大綱骨子(案)が示されました。6月中には、大綱の原案策定、更に、中期財政フレームと財政運営戦略、さらには、新たな経済成長戦略等の取りまとめが予定されておりますが、これらは、今後の地域主権型の国づくりにとって極めて重要な指針となるものであります。しかしながら、その検討の状況や具体的な中身は判然とせず、我々地方は不安や懸念を抱かざるを得ないところであります。

例えば、国は、中期財政フレーム等の策定に当たって、地方財政にも一定の制約を課す健全化目標の導入を検討をいたしており、かつて国から地方への負担転嫁が強行された三位一体の改革の二の舞が懸念をされるところであります。

また、国と地方の協議の場の法制化等を内容とする地域主権関連法案の今国会成立が危ぶまれるなど、国と地方の信頼関係そのものが大きく揺らいでおります。更には、普天間問題や高速道路料金の見直しに見られるように、現在の国の政策実施には一貫した理念が欠いており、地方の政策判断にも影響が生じております。

我々としては、国に対して地域主権型の国づくりが着実に進むように適切な相互調整を要請していくとともに、地方の行財政に関する政策の実施に当たっては、具体的な検討内容等を適宜明らかにして、地方と協議を行うよう強く求めていかなければならないと考えております。

本日は、政府が進める地域主権改革などの全国的な課題や中国地方共通の地域課題に対して活発な御議論をいただき、中国地方知事会としての主張を取りまとめたいと考えております。皆様には、この会議が有意義なものとなりますように、円滑に進行できるように御協力をお願いいたしますとともに、このたびお世話をいただきました石井知事を始め、岡山県に対しましてお礼を申し上げます。

して、開会に当たってのごあいさつとさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。(拍手)

### 【議 事】

平尾事務局長 ありがとうございます。

それでは、これからの議事につきましては、二井知事に進行をお願いいたします。

二井会長 これからの会議の進行は私が務めさせていただきますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

### 【議事 : 事業報告及び歳入歳出決算・予算】

議事(1)「平成21年度事業報告及び歳入歳出決算並びに平成22年度歳入歳出予算について」でございます。

これにつきましては、資料1のとおりであります。この内容につきましては、既に4月16日の主管課長会議において審議がされ、了承が得られております。本日は、時間の都合もありますので、この際、詳細な説明は省略をしたいと思います。

本案につきましては、何か御意見等があればお願いをいたします。(「ありません」と呼ぶ者あり)

それでは、原案のとおり決定をいたします。

### 【議事 : 平成23年度提案書の編成】

続きまして、議事の(2)「平成23年度提案書の編成について」でございます。事務局より説明をお願いします。

平尾事務局長 それでは、恐れ入りますけれども、資料2をお願いいたします。

私から平成23年度中国地方知事会提案書の編成方針について御説明をさせていただきます。

御案内のとおり、中国知事会におきましては、毎年度、国の施策への提案書を作成し、国への提案活動を行っているところであり、昨年度もお手元にお配りしております資料ナンバーとして3をつけておりますけれども、この別冊資料によりまして国に提案を行ったところであります。

事務局といたしましては、今年度におきましても、資料番号2の方針案に掲げておりますけれども、1の基本方針にありますように、国と地方の役割分担の根本的な見直しや国の関与の廃止・縮減、地方への権限と税財源の移譲等の地域主権の考え方に基づいて国に対して提案活動を行うことをしてはどうかと考えております。

次に、提案内容でございますけれども、2の提案内容の項にお示しをしておりますけれども、政権交代や昨今の地域主権を取り巻く状況等を踏まえまして、資料に掲げております三つの基準に基づきまして提案内容の重点化を図ってはどうかと、こういうふうと考えております。

その基準といたしましては、1点目でございますけれども、地域主権の確立に向けて、中国地方知事会として特に提案していくもの、2点目として、中国地方共通の課題で特に重要なもの、最後でございますが、単県であっても中国地方全体に影響があるもの、この3点を基準といたしまして、これらに該当するものについて、提案内容の重点化を図り整理をしてはどうかと考えております。

なお、全国的な課題につきましては、基本的には全国知事会で対応することとまいりたいと考えております。

それから、原則といたしまして、財源措置を求める提案は行わないという考え方は昨年度と同様であります。

平成23年度の提案書の具体的な内容につきましては、現在提案項目や提案要旨などについて事務的に各県で検討作業を進めていただいているところでございますが、現在、全国知事会におきましても、要望内容の見直し作業等が行われるところでございまして、そうした状況等も踏まえながら、精査の上で整理してまいりたいと考えておりますので、御協力を賜りますようお願いいたします。

次に、日程でございます。3の編成日程にお示しをしておりますとおり、今後、担当者会議等を経

て、提案書案を作成をした後に7月中旬ごろを目途に各県知事さんに御了解をいただき、提案書を確定してまいりたいと考えております。

そして、例年どおり7月下旬ごろには、各県により国への提案活動を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

二井会長 ただいまの説明につきまして、御意見等はございませんでしょうか。よろございますか。  
(「結構です」と呼ぶ者あり)

では、このスケジュールに沿って進めさせていただきます。

なお、提案書の内容につきましては、原案ができ次第、各県の事務方から知事さんの方へ個別に説明をしていただきまして、御意見をいただきながらまとめてまいりたいと思います。どうかよろしくお願いたします。

### 【報告事項】

続きまして、報告等事項に入ります。

### 【国の措置状況】

まず、1の昨年度の提案事項に対する国の措置状況については、資料4「中国地方知事会提案事項に対する国の措置状況について」として配付をさせていただいております。本日は、時間の都合によりまして説明は省略をさせていただきますが、何か御意見がありましたらお願いたします。

特にございませんね。(「ありません」と呼ぶ者あり)

### 【中山間地域振興協議会事業報告】

それでは、続きまして、中国地方中山間地域振興協議会の事業報告についてでございます。

協議会事務局の島根県から21年度の事業報告及び22年度事業計画等について御報告をお願いたします。

佐藤島根県地域政策課長 失礼いたします。中山間地域振興協議会事務局の島根県でございます。平成21年度の事業報告、22年度の事業計画について御説明いたします。

資料5の方を御覧いただきたいと思います。

当協議会では、中山間地域対策について、島根県中山間地域研究センターを共同研究機関といたしまして、中国5県の担当課と一緒に(1)から(3)に掲げております共同研究、共同事業、調査検討の3事業を実施しております。

共同研究につきましては、後ほどセンターの方から説明いたします。2ページ目の(2)の共同事業ですが、地域運営を実際に担う人材の育成、広域ネットワーク化を進めるために地域運営に携わる市町村職員、住民の方々を対象とした研修会を実施することとしております。昨年度はそこに記載してありますように、各県の5カ所で実施いたしました。

また、都市住民の方々に対して、中山間地域との共生に対する理解を広げるための情報発信として、岡山市でシンポジウムを開催しております。22年度も引き続きこうした研修会、あるいはシンポジウムを実施することとしております。

次に、(3)の調査検討についてですが、中山間地域の形成に、やはり必要不可欠であります農林水産業を中心とした産業対策、あるいは所得向上対策の調査・検討を実施することとしまして、昨年度は、若者定着に向けた徹底した産業対策を施されて、近年、定住者が増加しております島根県の海士町の方の事例として現地調査を行いました。

今年度も引き続きこうした産業育成のあり方や地域所得向上対策について調査検討をすることとしております。

それでは、(1)の共同研究について、センターの方から御説明いたします。

藤山中山間地域研究センター研究企画監 中山間地域研究センターの藤山です。お手元の方にこうした緑色の成果概要がございます。これに従ってかいつまんで御報告させていただきます。

まず、1枚はぐっていただきまして、本年度から3カ年にわたり共同研究、これは、新たな結節機能、集落を越え、あるいは都市ともつなぎ、しかも分野を横断したような、こういった地域運営のあり方に関して具体的な行動手法を開発していこうと、こういう実践的な研究を各県1カ所、5つのモデル地区で展開しております。

幸いにしているいろいろなネットワークの広がりの中で、例えば、岡山県の研修会がきっかけになり、広島と島根の集落が合同研修するとか、お互いにいろいろ県境を越えて視察すると、こういった広がりが早くも1年目から出るところでございます。

テーマとしては五つを考えておりまして、こういったことにつきまして鳥取県の取組みから簡単に説明させていただきます。

はぐっていただきまして4ページ、5ページでございます。

鳥取県では、鳥取県南部町で、「あいみ富有の里地域振興協議会」といったものが合併を契機に立ち上がっておりまして、非常にしっかりした事務局の体制をもとに、右側にありますように、早くも1年目で「富有の里づくり計画」という計画を立てられています。特に、こちらでは、地域のコミュニティの中心広場となるような交流拠点の整備にかかっておりまして、こういったことが非常に他の地区にも参考になるのではないかとというふうに考えております。

それから、次をはぐっていただきまして、島根県では邑南町の「口羽のてごおする会」といった団体が中心となりまして、こちらでは、集落支援センターというのをいかに設立運営するかといったプログラムに取り組んでおります。

右側にありますように、地区社協を母体とした支援組織づくりといった形で、NPOという新しい団体、地区社協という地域に根差した団体、こういったあたりが連携して、地域に根差しつつも機動的な取組みのプログラムを今どんどん開発しております。

それから、続きまして、岡山県新見市では、「大井野地域振興福祉協議会」といったものが立ち上がり、非常に幅広い取組みをされています。9ページ右側にありますように、特に、ここは、地域の特産のモチ米とか、多様な取組みをされているのですが、注目すべきは若者グループが、自分たちで出会い創出事業をしようといったことで、こういったことを一点突破としながら、地域全体を元気づけるような活動を繰り広げていらっしゃいます。

それから、続きまして、10ページ、11ページの広島県安芸太田町、吉和郷・那須・打梨地区というところでは、「YUNプロジェクト」という、これまた集落横断した団体を中心に伝統の木芸を生かすような形で、こちらは今度は女性グループが非常に頑張っていて、右側にありますような収穫祭、そこでの手仕事といった産業おこしといったことに非常に自信を深めているところでございます。

更には、出身者とのアンケート等も通じて、そういった都市とも連携した地域づくりのプログラムが目指されているところでございます。

そして、次は、山口県山口市徳地串地区。こちらは、市の公民館とも非常に密接な関係を持たれて、「豊かな串を育てる会」といったことが県の「手づくり自治区づくり」の一環としても進められておりまして、右側にありますように、いろいろな滝とか、そういった地域資源を生かしたり、そして、今年度からは「緑の協力隊員」という外部人材も活用して地域づくりに生かしていく、こういったプログラムが実に多彩な取組みの中で目指されようとしているところでございます。

さて、こういった1年目にして非常に充実した体制が出発しているところでございますが、一番最後の19ページ目、特に今年度の展望でございますが、共同研究機関の視点としまして五つほど挙げさせていただきます。今年度は御承知のように、直接支払い制度の第3期、そして、ソフト事業も含む改正過疎法が始動しております。こういったものに連動するような形で先ほどの体制やプログラムを生かしていきたいと思っておりますし、2015年には昭和一けたが全員80代になられます。こういったことも含めた定住に結びつくようなプログラムの進化、そして、それに向けて地域の資源等を生かした横断的な自治や受益の仕組み、そして、それを今、緑の分権改革等もありましたように、都市ともしっかりといかにつないでいくか、こういったものに向けてプログラム開発を更に進化させたいと思っているのが今年度の展望でございます。

以上、簡単ですが、報告とさせていただきます。

二井会長 御苦労さまでした。

それでは、ただいまの御報告につきまして、御意見等がありましたらお願いをしたいと思います。

特にございませんかね。では、鳥根県さん、お願いします。

溝口鳥根県知事 先ほど紹介をさせていただきましたが、昨年度からあのようにしまして、各県一つずつ、このモデル地区を選びまして、そこで地域おこし、どういう形でどのような手法で、というようなことをやっているかという研究を5カ所で行っていただき、比較検討することによって、それぞれの県が被益するところがあるように思います。

この研究に当たりましては、各県から鳥根県中山間地域研究センターへ研究員を派遣をしていただきまして、一緒になってやっておるわけでございます。それらにおきまして、こうした共同研究が更に、充実していくということは、それぞれの県にとって役に立つことではないかと思っておりますので、引き続きそうした共同研究、更に、それに伴います研究員の派遣等々につきまして、よろしく御協力をお願い申し上げます。いずれにしても、これまでそういう形でいろいろ関係各県に御協力いただいていることに感謝申し上げますとともに、今後もひとつよろしく願います次第であります。

ありがとうございます。

二井会長 では、鳥取県さん。

平井鳥取県知事 このたび御紹介いただきました「富有の里」も、これは「富有柿」という柿の名産地の富有という意味なんですけれども、それを取り上げていただきました。ここは、例えば、バスを独自に再編してみようとか、それから、地域の拠点をつくろうとか、防災関係のマップをGPSのようにしてインターネット上に落としていこうとか、非常に特徴的な活動をしております。こういうのを取り上げながら各県でいろいろと比較検討してみるのには、大変に意義があると思っておりますし、是非これからは溝口知事の今おっしゃったとおりであります。各県で協力して研究体制を組んでいけばよいかと思っております。

一つ御提案でありますけれども、これまた後日検討していただければと思っておりますが、せっかくこういうふうにならばそれぞれのモデル的な事例が出てきているわけですから、これをもっと中国地方のいろいろな中山間地の皆さんに興味を持っていただいて、そして、取り組んでいただくきっかけづくりも必要かなと思っております。今、セミナーのようなもの、フォーラムのようなものを共同事業的にやっているところはあるわけではあります。セッパク中国地方の中山間地域振興協議会というのもあるわけではありますので、そこでここに今掲げられるようなモデル的なところなどは、表彰制度を設けるとか、何かこう認定制度を設けるとか、何かそれぞれの地域が自分たちで自立して元気を出してやっていこうというモチベーションになるような、次の仕掛けを、簡単な仕掛けで結構かと思っておりますけれども、実践的にやってみることはどうかと思っております。また、検討していただければと思っております。

二井会長 他に。では、広島県さん、お願いします。

湯崎広島県知事 調査検討の部分ですけれども、今後とも産業育成のあり方ということを中心に今検討されるということなんですけれども、これは、各県の参加者ということを私よく把握してないところで申し上げて大変恐縮なんですけれども、広島の場合には、これまで地域振興の担当部局が関わってやっけてきているんですけれども、産業育成ということであれば、農業であれば農業関係であるとか、あるいは、商工であれば商工関係というような、それぞれの専門の部局の方の御参加も少し検討してみてもどうかかと。

私も内部的に打ち合わせをしているときに、ちゃんと関係しているところが絡んでいるのかっていうのを質問したんですけれども、実効ある調査検討をしていくためには、そういうものも有益だと思いますし、また、担当者での意見交換というのもより実のあるものにしていくためには有益かもしれないので、その点もちょっと検討していただければと思っております。

二井会長 では、岡山県さん、お願いします。

石井岡山県知事 鳥根県のお取り組みに、心から敬意と感謝を申し上げます。ありがとうございます。

す。

私どもの方で取り上げていただきましたこの新見市大佐大井野地区につきましては、実は私ども岡山県の中でモデル地域を9地域選んで、集中的にモデル地域としての取組みをやってまいりました。その成果は成果としてまとめておりまして、そちらの方ともこの今回の調査が連携して、このような成果物をまとめていただくということは、大変有意義であるというふうに思っております。

ここにございますように、その地域の産業の振興、あるいは都市との交流の拡大、あるいは、高齢者の交通安全、安心の地域づくり、こういったまとめていただいているこの方向性は極めて正しいと思っております。県行政といたしましても、当該市町村、具体的には新見市ともしっかりと連携をしながら、各種こういった課題に広域的な立場から支援協力をさせていただこうというふうに思っておりますが、先ほどお話がございましたとおり、このようなすばらしいそれぞれの調査研究が進んでおります、このまとめ、あるいは事業の成功例、こういったものをなお一層わかりやすくまとめていただいて、それぞれこれからの地域振興策を模索してらっしゃるところに情報提供して、しっかりとこれを有効活用していくといったことで、この中国地方の大きな課題でございます中山間地域の振興対策のその一助になればと、このように願っておりますので、今後ともよろしくおまとめをお願いいたします。

二井会長 ありがとうございます。

私も皆様方からありましたような意見と同様でございますけれども、今までの御意見を総括をさせていただきますと、引き続き、先ほど御報告がありましたような形で調査研究を継続をしていただくということについては御了解をいただいたと思います。そして、同時に、せっかくこれだけ立派な成果が出てきておるわけですから、先ほどから話がありますように、それぞれの県においても、市町へしっかりとフィードバックをする。そして、良いものは積極的に活用しながら、それぞれの地域の特色を生かした発展につなげていくということが大変大事であるというふうに思ったところでございます。従って、事務局には大変だと思えますけれども、これからも引き続きどうかよろしくお願いをしたいと思います。

そして、先ほどからの御意見について何かもしお話があれば。では、溝口知事の方から。

溝口島根県知事 平井知事さん、他の方からもお話がありましたけれども、こういう成果を関係のある人たちによく知ってもらっていいですかね。そういうことをよく検討していく必要があると思います。一般的にやるやり方もあるでしょうし、市町村のいろいろな担当する会なんかもあるでしょうから、そういうときに県の方から説明をするとか、あるいは、今は各地域に何ていいですか、地域テレビというのがありますね。ああいうものでそれぞれの県の工夫により、あるいは市町村の協力により、流していったり、そういうようないろいろな媒体を使って、あるいは機会を使ってやるやり方もあるでしょうし、それから、平井さんおっしゃった、この先進的な取組みをこの中国5県で表彰するとか、そういうようなことをしますと、メディアの方々もこの関心をお持ちになる可能性も高いと思いますので、そういうことは我々のレベルでも検討していったらいい課題かもしれませんね。やはり中山間地域の問題は中国5県共通した問題でありますので、そういう一歩レベルの上上がった取組みも今後我々の間で検討していったらいいかがでしょうか。

二井会長 わかりました。それでは、ただいまいただきました御意見等を踏まえて、引き続きよろしくお願いしたいと思います。ありがとうございました。

### 【広域連携検討会の検討状況】

それでは、続きまして、第3の「中国地方知事会広域連携検討会の検討状況」の報告でございます。事務局から報告をしてください。

平尾事務局長 恐れ入りますけれども、資料番号6をお願いいたします。

中国地方知事会広域連携検討会では、平成22年度におきましては、この資料の1ページに示しておりますけれども、広島県御提案の「広域自治体のあり方に関する調査研究」、それから、2ページ以降でお示ししておりますけれども、7項目にわたりまして行政課題について各県の連携による取組

みを実施してきたところでございます。

### 【広域自治体のあり方に関する調査研究】

では、まず、「広域自治体のあり方に関する調査研究」について、広島県さんから御説明をいただきます。

田邊広島県経営戦略審議官 広島県の経営戦略審議官の田邊でございます。私の方から、21年度の実績と今後の進め方について御説明を申し上げます。

お配りしております資料番号7をごらんいただきたいと思います。

「広域自治体のあり方に関する調査研究」の21年度の調査結果の概要でございますけれども、1の調査研究の趣旨に掲げてございますように、平成21年度は5県の担当部局長による共同研究といたしまして、分権型社会にふさわしい基礎自治体のあり方、あるいはその実現に向けた取組みについて中国地方の実情を極力踏まえて検討を行ったところでございます。

まず、2番の中国地方の市町村の現状と課題でございますけれども、まず、市町村の現状からみた課題Aに掲げてございます市町村合併の状況でございます。

御案内のとおり、中国地方は、平成12年、318ありました市町村が、現在109ということで、全国で最も合併が進んだ地域であります。こうした結果、市町村の平均規模は約3倍に拡大した一方で、小規模町村も依然存在し、規模のばらつきが大きい現状にあるかと思っております。

また、合併によりまして、行財政基盤の充実強化、あるいは効率化が図られた一方で、例えば、周辺の住民の方々を中心に、旧役場の支所化等に対する不満の声も現実にあるということも事実であろうかと思っております。

また、イとしまして、権限移譲の取組み状況でございますけれども、各県におきまして、市町村の実情に配慮して、例えば、交付金あるいは人的措置などの必要な支援を講じつつ、権限移譲が進められている現状でございます。ただ、一方で、専門性が高い分野、あるいは件数が少ない事務の移譲のあり方について今後課題が残っていることも事実であり、これまでの取組みの成果、あるいは、課題を十分に検証した上で、今後の推進を図っていく必要があると考えております。

また、ウといたしまして、広域連携、共同処理への取組みでございますが、事務委託あるいは事務一部組合を中心に多くの共同処理が行われておりますけれども、合併の進展により減少傾向にあります。

ただ一方で、今後、小規模自治体におきましては、こうした共同の取組み、活用が重要であると考えております。共同処理に係る制度改正などの動きを注視しつつ、動きを踏まえた検討が必要であると考えております。

次に、人口等からみた課題でございますけれども、中国地方の総人口、平成17年約760万ございましたけれども、30年後の平成47年には620万、約140万、率にして19%減少が見込まれております。見込まざるを得ない状況でございます。

また、一方で高齢化が、30年後には35%まで進行するであろうと。こうした人口減少あるいは高齢化の中にあつて、当然に税収の減少、一方で社会保障関係費の増加が到来するわけでありまして、これに対する備えを考えていかなければいけない状況にあると考えております。

次のページをお開きいただきたいと思います。

こうした現状を踏まえまして、基礎自治体の将来像とその実現に向けた取組み方向でございますけれども、(1)に掲げてございますように、地域のことをみずからの責任で決定する総合行政主体として自立し、実情あるいは住民の意向を踏まえた最適な政策を立案し推進する。こういう姿を目指すべき方向としてとらえております。そのための具体的な取組みといたしまして、Aに掲げてございますように、まずは、行財政基盤の一層の充実強化、あわせまして、住民ニーズを踏まえた事務事業の見直し、あるいは地域協働の推進などの多様な主体の参画を促す仕組みづくりも必要であると考えております。

また、イといたしまして、単独自治体では困難・非効率な事務処理への適切な補完手法の確立が必要である。

また、ウといたしましては、着実な権限移譲の推進、とりわけ地域の実情あるいは移譲の効果の実感を重視した段階的な推進を図っていく必要がある。また、こうした取組みに対して、県といたしま

しても相応の役割を果たしていく必要があると考えております。

最後、本調査研究の今後の方向性でございますけれども、1点は、ただいま国において「地域主権戦略大綱」の策定に向けた議論がまさにたけなわ行われておりますので、時機を失しない機動的な働きかけを行っていく必要があるということ。

また、広域自治体の方向性やあるべき姿について提言し、その実現に資する取組みの実進を進めていく必要があると考えております。概括的な説明でございますけれども、以上が調査研究の概要でございます。

続きまして、資料8、今後の研究の進め方でございますけれども、資料の8のまず最初のテーマであります国出先機関廃止等に係る広域としての受入体制の検討につきまして、提案県である山口県から説明をお願いしたいと思います。

### 【国出先機関廃止等に係る広域としての受入体制】

平尾事務局長 それでは、私から国出先機関廃止等に係る広域としての受入体制の検討というテーマについて御説明をさせていただきます。

資料8の2ページでございますが、別紙1をつけております。

御案内のとおり、政府におきましては、今年夏ごろまでに「地域主権戦略大綱(仮称)」を策定し、国の出先機関の原則廃止など、地域主権改革の主要項目について、基本的な考え方を示すとしております。

一方で、全国知事会でも6月には、国の出先機関原則廃止プロジェクトチームにおいて、最終報告を取りまとめる予定となっております。

こうした中で、中国地方知事会としても、この中国地方の実情を踏まえながら、今後、国の出先機関廃止等に係る広域としての受入体制の検討に着手しなければならないのではないかと、こう考えておる次第であります。

検討の手順といたしましては、枠組みにお示しをしておりますけれども、まず、単独の県では担えない複数県にわたる事務、こういうものを整理した上で、最終的に広域で受け入れる必要がある具体的な事務ごとに受入体制に係る制度的な課題等を整理し、対応策を検討してまいりたいと考えております。

本日、皆様方の御了承をいただくことができましたなら、今後、地域主権戦略大綱の分析等も行いながら、各県の御意見等もお伺いし、7月ごろには調査方針等を決定し、11月の知事会議の際には、課題と問題点の提起等をさせていただきたいと考えております。

いずれにいたしましても、地域主権を取り巻く状況の推移に機動的に対応しながら、調査研究を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

### 【中国ブロック内の事務・施設等の共同化に向けた検討】

田邊広島県経営戦略審議官 続きまして、資料8の4ページ、右肩に「別紙2」と書かれておりますが、「中国ブロック内の事務・施設等の共同化に向けた検討」について提案を申し上げます。

まず、共同化の検討に取り組む基本的な考え、2点あるかと思っております。

最初のでございますが、事務または施設を共同化することによりまして効率化を図る、あるいは専門分野の体制強化を図るといった行政みずからの問題解決が一つあるかと思っております。

そして、2点目は、社会・経済活動の広域化によりまして、県の区域、あるいは圏域を越えたさまざまな活動や交流が既に行われております。こうした広域的な動きに対する対応が、今後、行政分野で求められていく。すなわち、行政需要に根差した需要という点が2点目であろうかと思っております。

こうした基本的な考え方のもとに、その下に掲げてございます22年度、まず当面取り組む調査研究でございますが、既に整備が図られている既存施設あるいは今後整備計画のある新規施設、それぞれ1施設につきまして共同化に向けた検討を行ってはどうかと。更に、それぞれ1施設のモデルケースといたしまして、更に他の施設に向けて分野を広げていくことは検討してはどうかと考えております。

次のページを御覧いただきたいと思います。

まず、既存施設の共同連携といたしまして、具体的な内容として、各県に置かれております農業技

術大学校、それと中国四国酪農大学校、この相互間の共同化、具体的には県外出身学生の受入れ、集中講義の実施、コースの分担化といった可能性を検討してはどうであろうかと。

また、こうした検討を踏まえまして、農業技術大学校「酪農」コースの集約の可否を検討してはどうだろうかと考えております。

また、新たに施設の整備が計画されておるものとしたしまして、消防学校の訓練施設、とりわけ実災害を想定した実践的な訓練施設の共同利用等を検討してはどうだろうかと考えているところであります。

説明は以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

二井会長 ありがとうございます。

ただいまの3点について御報告等がありましたので、まず、それぞれについての御意見をお伺いをしていきたいと思っております。

まず最初に、21年度の調査研究報告と22年度の取組みについての説明がありましたが、これについてまず御意見がありましたらお願いしたいと思っておりますが、平井知事。

平井鳥取県知事 事務局の方でいろいろとこの研究を取りまとめていただきましたこと、感謝を申し上げますし、それから、これからいよいよ地域主権改革が実現方向へ向かっていくわけです。私は、国の出先機関がやってる仕事は、すべて、ほぼすべて地方側で受けられるだろうと。原則として全部受けていくということで考える必要があると思っておりますし、そのためにも中国地方として協議を始めること、賛成であります。

これに関連して、お手元の方に私ども鳥取県の方で、このたび地域主権についての研究会を開催いたしましたして、3段ロケット型分権国家モデルの提案という冊子と、それから、紙芝居風のそのモデルの提案という、そういうカラー刷りのものを今お手元の方に配付をいたしております。

これは、今の現政権が誕生して、それを受けて地域主権改革が起こってくると。それについて地方として声を上げてみよう、現場の感覚で地域主権改革、こういうようなモデルがあるんじゃないですかという取りまとめをしてみようという考え方でありました。

神野直彦先生にスーパーバイザーになっていただきまして、取りまとめをしたのがこの冊子でございます。5月27日に取りまとめをいたしました。そのカラー刷りの方でいきますと、モデルの提案となっておりますが、従来は国と県と市町村がそれぞれお互いに干渉仕合いながら、一つの統合体のようにしてやってきた。だから、ひし餅のような形で無駄もあったし、重なり合いも多かったと。ただ、それをお互いに役割分担をして、基礎的自治体である市町村、それから、広域自治体である都道府県、また、国政と、それぞれが分けて、みずからの責務を果たしていくと。自立して果たしていくようにすれば、いわばその3段重ねのひし餅がロケットのようになりまして、それぞれが推進力を持って一番高みのところに効率よく住民を運んでいくことができる、そういうモデルができるんじゃないかという提案であります。

そのためにも新たなパートナーシップとしての公共をNPOなどの形で住民参画を図っていくべきだというような考え方でありました。

更に、それと関連をして、いろいろと議論してみますと、やはり全部市町村できれいに分けるということは難しいものがあって、県と共同でやっていくというのが一つのやり方かなと結論づけたものもありました。

それから、今回の広域で国の権限や地方機関を受ける意味での受け皿となるようなものもあると思っております。これについて、自治法では広域連合だとか、一部事務組合という仕組みがございますけれども、しかし、そうなりますと、議会でありますとか、それから、いろいろな執行のやり方とか、非常に余りにも形式がすごくややこしくなると、重たくなってくると、やりづらくなるという面もあります。むしろ、ハイブリッドカーではありませんけれども、それぞれの自治体が、それぞれの役割としてこなしていくと。その共同体を自治法でいう協議会のような形でやってみてはどうだろうか。その協議会に今自治法上は法人格がありませんが、法人格を与えるような簡便な仕組みを自治体行政の透明性も絡めて提言していったらどうだろうかというのがいろいろ入っています。

この提案の中には、今のお話にありましたような分権に当たっての国から地方への事務の移譲だとか、そういうものも書かれておまして、個別具体の例えば、労働行政だったらこうだとか、我々鳥

取県なりに先生方交えて整理したものがこれでございます。是非今後の検討の参考にしていただきたいと思いますというふうに思います。

そして、進め方としてでありますけれども、私どもがこれ勉強してみた結果として言えば、かなり都道府県で、特にこの中国5県のような場合は、それぞれの県域が広がっております。東京都だとか大阪府だとか、そういう小さなところはむしろございませんで、県域的にはそれなりのベースがありますもんですから、都道府県で基本的に受けてしまおうと我々がぎりぎりまで頑張ってみると。そして、どうしても受けられないところにこういうハイブリッドサービスのような共同行政体というものを新しい制度であれ、あるいは無理であれば協議会、あるいは一部事務組合というようなことで組織をしてやっていくというようなことで、大体処理できるんじゃないかと思うんですね。その決意を夏ごろまでに固めて、そして、具体論を練っていくというようなことで向かっていくべきではないかと思えます。

少なくとも国が地方の受け皿がないということ为方便として、事務移譲には応じない。出先機関の廃止には応じないというようなことにならないように、我々の方ではどうあれ、都道府県中心で受けられるというような声を上げていくことが大事ではないかと思えます。

二井会長 ありがとうございます。

それでは、今、お話がありました鳥取県さんの方でまとめていただきましたものを十分参考にしながら、今後、検討をさせていただくというふうにさせていただきたいと思えますが、よろございますかね、まず一つは。（「結構です」と呼ぶ者あり）

他にございせんか。まず、一番最初の提案の、調査研究の方ですね。21年度の報告についてはよろございますかね。それでは、次の項に移らせていただきます。

次は、山口県の方から提案がありました「国の出先機関廃止等に係る広域としての受入体制の検討」について、検討の趣旨、手順、それから、今後のスケジュール、説明がありました。平井知事が話をされたこともこれにも絡んでいきますので、その辺はよく整理をした上で検討させていただきますが、これについての御意見がありましたらお願いしたいと思います。湯崎知事、お願いします。

湯崎広島県知事 基本的には、平井知事がおっしゃったように、全部、我々として受けていくということで進めていくべきであろうと。我々としてはそういう覚悟を持ってやりたいと思っております。県域を越えた広域での対応というのは、今の御提案のような新しい仕組みというか、そういうことも十分に検討に値することかなというふうに、今、お話を伺って実感をしたところです。

もう一つ、これは、国に対して言っていないといけないことかなというふうに思っているんですけども、今の中間的な新しい自治体みたいなものを含めて、今の国で行われている議論というのが、ちょっと単純に事務の権限移譲であるとか、あるいは、その義務づけ、枠づけの見直しというような単品にちょっと終始しているようなところが私は若干心配でありまして、もっと抜本的なというか、基本的な構造のあり方とか、役割分担のあり方というのもしっかりと国にはビジョンを示してもらえないといけないというふうに思っております。そういう意味では、我々の方としても、そういったことについてもちょっと意見交換をしておかないといけないのかなという気もしておりますし、今、広島県では、そういった大枠の国とか県とかのあり方についてどうすべきかというのを我々としてもまとめようとしているところであります。

本来、地域主権といった場合に、そういう大きな枠組みについて、議論がないと最終地点というのがなかなか見えづらいところだと思いますので、是非、何か単なる権限移譲に問題を矮小化しないように、しっかりと国に働きかけていけるような動きを中国5県でも共同でできればありがたいというふうに思っております。

二井会長 ありがとうございます。

石井知事、お願いします。

石井岡山県知事 まさにそのとおりだと私も思います。地方分権改革推進委員会に、私ども知事会の方が思い切って出先機関の事務につきましては、我々地方が受け取るんだという提案をしてるわけですから、こういったものを前提にしてしっかりと具体的な制度設計を築いていく必要がある

と思いますが、各省庁の非常に消極的な議論を見ると、やはり国家像ですよね。国と地方の役割分担をどうして、どのような国家を描いていくのかと。今の普天間の問題もそうですけれども、国はこういうところに責任を持ち、地方はこういうところを役割分担を担うのかといったその根本的な理念が欠けているがゆえに、関係省庁がそれぞれ私たちの提案に対して各論で非常に消極的な見解に終始しているということだと思いますから、しっかりと我々としては将来の国家ビジョン、将来の地方自治体を念頭に置きながら、出先機関の配置等に関しまして、我々としては受入体制はこうするんだと、こういったことを打ち出していくべきかなというふうに思います。

それから、その次の事務、施設等の共同化につきましても、是非これは御検討いただきますればというふうに思っております。とりわけ私どもの中国四国酪農大学校という財団法人が蒜山の方にございまして、こちらの方で酪農関係を受け入れさせていただいているわけでありまして、今後のこの大学校の方向性を今いろいろ議論しております。そういった中で各県の御意見も是非この中に集約をさせていただきながら、本県としても大学校の今後のあり方、これに反映をさせていきたいと思っておりますので御協力をいただきたいと思っております。

なお、消防学校の訓練につきましても、先般、私、たまたま消防職員の今後の労働基本権、いわゆる団結権についてのヒアリングに先般出席をさせていただきましたけれども、実はあのとき話が出ましたのは、消防学校の訓練をしている際に、学校だけではなくてもいろいろな訓練がありますが、結構そういったときに消防職員の事故ですよね。中には死亡事故に至るものも散見されるといったようなことも指摘がございました。そういう意味におきまして、このような高度な訓練施設ですよね。実際の災害を想定した訓練ということになりますと、危険の問題もありますので、やはりさまざまな点を考えた施設整備をやっていって、しっかりとそこで適切な訓練を実施する必要があると考えておりますので、各県がそれぞれやっていくのがいいのか、あるいは共同でやった方がいいのかといった点は、大変これは重要なまた時機を得た課題ではないかと、こういうふうに思いますので、是非これをしっかりと議論を深めていただきますればと私の方からもお願いをいたしたいと存じます。

二井会長 ありがとうございます。ちょっと今、共同化の方まで話が進みましたが、いいです。さきに山口県提案の方からまとめさせていただきたいと思っておりますので。溝口知事。

溝口島根県知事 我々は、地域の主権が健全に広がっていくように国に要請をしていかなきゃいかんと思っておりますが、行政をいろいろ見てますと、いろいろな種類があると思うんですね。例えば、高速道路の建設のようなものが、いずれにしても国全体として財源の制約がありますから、順次やっていかなきゃいかんような事業がありますね。それから、義務教育のような全国的な差異が余り生じないような、地域の状況によらず一定の水準が確保されるべきというもの。それから、最近感じますんですが、医療などは、各地でそれぞれやるんですが、地域によって医療の不足っていうのが特に発展の遅れた地域、中山間地域なんかでは起こるんですね。そういう問題については、やはり国が対応しないと、我々是对応できない。あるいはそのための仕組みを国がつからないとできないといったような問題がある。それから、一般的に経常的な事務としてやっているような事務とか、事務事業にいろいろな差異がありますから、そういう点を合理的にやっていかないと、かえって格差が広がるということが起こりますので、我々の方は地域の主権と同時に、地域の格差が広がらないような仕組みを国全体として構築していく。そういうことを当座の問題として、非常に大きな問題としてあるように思いますので、そういう点を含めながら総合的に我々として提言をしていく必要があろうというのが私なんかは実際の行政やっていて感ずるところであります。

もちろん中長期的には、すっきりした形に持っていく、その過渡期の段階をどういうふうにもうまくやっていくかっていうことが現実の問題としては非常に重要だろうということがありますので、そのことをちょっと申し添えておきます。

二井会長 ありがとうございます。他にございませんか。

それでは、今の山口県提案について御意見を踏まえながらまとめさせていただきますけれども、この検討に当たって、余り細かく矮小化しないで、国と地方のあり方をしっかりと踏まえてよく整理をするということ。それから、これは、私は、九州地方知事会議が25日ありまして、同じような問題で意見が出たわけですけれども、今の各都道府県の広域連携、あるいは広域処理体制を考える上で、今

の制度のままでいいのかどうか。その辺もあわせて検討する中で検討したらどうかというようなこともありました。だから、余り細かいところに入らないで、非常に大きな観点からしっかりと議論をするということも含めて、その辺の整理をしていただいたらというふうに思いますが、ようございませうでしょうか。(「異議なし」と呼ぶ者あり)

では、そういうことでさせていただきます。

それから、共同化の方、途中になりましたが、共同化の関係で御意見がありましたらお願いしたいと思えます。では、平井知事。

平井鳥取県知事 共同化につきましては、是非そうした施設の共同化等をいろいろな観点で検討したらいいと思えます。例えば、職員の研修とか、あるいは、商工業関係でのメッセみたいなことやりますけれども、そういうのも単県でやるのもよし、ただ、もう少し広域化して、中国地方各県よりそってやるような機会があってもいいかもしれません。そうした意味で共同化をいろいろと進めていくのは賛成であります。

中国四国酪農大学校は、私どもは、珍しいかもしれませんが、鳥取県の議会議長はこの卒業生でございまして、非常に理解のある県だということだと思えます。

ただ、それぞれの自治体で、事実上、農業大学校のようなものは始まってきてしまっています。酪農は、ここは専門なんで、うちの県からも結構いくわけですが、その他とどういうすみ分けをするとか、共同化を図るかは、これからまた事務的によく折衝しながら検討してはどうかと思えます。

あと消防についても、訓練施設の共同化は実は、私ども鳥取県としても問題意識を持っておりまして、ただ、厄介なのは、今の実情ですと、例えば、消防団だとか、そういうところも絡み得るわけだございまして、住民の皆様のようなところにも入っていきながらやるということでもあります。1県だけではさすがに難しいといいますが、何億円もかかるような施設になりますので、どうかなと思うんですが、それをじゃ5県で全部束ねるほどにまとめられるかどうかというのは、よく検討してみる必要があるかなと思えます。

実は、先般、溝口知事とお話し合いをさせていただくときに、鳥取県の方からは提案をさせていただいたんですが、山陰両県でちょうど真ん中あたりにそれぞれの消防学校があるもんですから、そういうところで役割分担しながら、こういう機能、共同化を図ってみてはどうかと今具体の検討も始めたところだ。そうした地域のいろいろな実情も見ていただきながら、この2のところも検討を進めていただければどうかと思えます。

二井会長 ありがとうございます。

他にございませうか。それでは湯崎知事お願いします。

湯崎広島県知事 まず、中四国酪農大学校の件については、今当県としては、大変岡山県にお世話になろうとしておりまして、よろしくお願ひしますと、ありがとうございますというふうに申し上げたいんですけども、実は私この農業大学校については、実は昨年に行いました事業仕分けでも指摘がありまして、それだけではなくて、私自身も問題意識として持ってるんですけども、まず、その取り組みやすいというところからこの酪農大学校との連携ということを進めさせていただきたいと思っております。

こういう実績を踏まえた上で、できれば、もっともっと他の分野にも拡大をできればいいんじゃないかなというふうに率直に思っています。というのは、やはり中国5県、気象条件、山陰側と山陽側でその気象条件が少し違うというのはありますけれども、例えば中山間地域は、共通する部分も多いですし、条件的には似たところもありますので、そういったことで、やはりリソースを集めた方が学生にとってのお互いの研さんという意味でも非常に有効でありますし、人数が多い方がやはり光る学生なんかがいまして、そこから、受ける刺激とか、そういうものも大きいと思えますし、もちろんその教える側のリソースの集約という意味でも効果があるというふうに思っておりますので、是非よろしくお願ひしたいと思っております。

更に、消防の訓練施設の方も、これもちょうど去年私が就任してから予算的な課題として上がってきたんですけども、これからますますやはり対応が高度化していくという中で、単県でやっていく

よりも、研修すべき内容というのは共通をしてるものであるでしょうから、予算を持ち寄った上で共同でより高度なものを使っていくということができないかということから、御提案を申し上げているところでございます。

平井知事がおっしゃったように、全部5県で一つでいいかということ、いろいろな地理的な制約のこともあって、なかなかそうはいかないかもしれませんが、いずれにしても、最適化を図ることというのは検討ができるのではないかなというふうに考えております。

それで、こういったことは、もちろんこの二つの、今回はこの二つで始めさせていただければというふうに思っているわけですが、これだけに限ることではなくて、この後、別途また出てくると思いますけど、医療の関係であるとか、中山間地域における医療の関係であるとか、いろいろテーマは他にもあると思います。この中国地域でこういった協力をするのかということ積み重ねていくことが、やはりその地域主権ということを考えていく上でも非常に重要なことだと思いますので、是非前向きというか、うまくいくような進め方というのを御協力いただければというふうに思っております。

二井会長 ありがとうございます。他にございませんか。

それでは、今までの御意見を踏まえ、共同化についてはこれから進めていくという基本的な方向性については、まず御了解をいただいたと思います。

それから、とりあえずは、この二つのモデルケースをまずやって、更に引き続いて他の共同事業にも拡大をしていくという方向で整理させていただいてよろこびますでしょうか。

ではどうぞ。

平井鳥取県知事 そういうことで、これ二つをモデルにしてやることでいいと思います。その際に、このもう一つの資料番号6にあります、中国地方知事会広域連携検討会というのがございますね。この中で今湯崎知事がおっしゃったような中山間地域の医療問題だとか、今5県で共同して検討作業に入っているところがあります。ですから、この際せっかくいい機会もいただきましたので、この広域連携検討会と今のこの共同化とを、いわばひとつ融合するといえますか、再編するような形で、具体例に即した共同化に今度持ち込んでいくように、こちらの資料6の方も流れを整理してはどうかと思います。

二井会長 それは、そういう方向で事務局の方で整理をしていただきたいと思います。

それから、テーマによっては、中国地方5県必ずしも一緒にできないケースも当然出てくるわけです。九州地方知事会議のこと申し上げて恐縮ですが、九州地方知事会議では、例えば、水産高校の実習船を共同でつくろうではないかというような提案がありました。しかし、建造の時期とか、いろいろなことでなかなか話が合わない点もありまして、結局は建造の時期が同じである長崎県と福岡県と山口県三者で共同の船をつくって、先般、竣工したというようなケースがありますから、ケース・バイ・ケースでそれぞれまた地域の事情もありましようから、具体的な共同化については、また、そのケース・バイ・ケースで検討するということにしていったらどうだろうかというふうに思います。

それでは、このテーマにつきましては、各県の部局長を中心に引き続いて今いただきました御意見を踏まえて研究・検討を進めていくことにさせていただきたいと思います。

それから、次に、中国5県が連携して個別課題に取り組んでおります7項目の広域連携検討会の検討状況及び今後の取組みについて、先ほど部分的には平井知事からもお話がありましたが、これについて事務局から報告をしていただきたいと思います。

### 【広域連携検討会の7項目の検討状況等】

平尾事務局長 恐れ入りますけれども、資料6にお戻りいただきたいと思います。

2ページ以降でございますけれども、7項目の検討状況及び今後の取組みということで整理をさせていただきます。個々の取組みの詳細につきましては省略させていただきますけれども、中国5県による広域的な連携の取組みといたしまして、まず、2ページでございますが、広島県から御提案の公設試験研究機関における役割分担がございまして、こういうテーマで取組みを行っております。

それから、3ページでございますが、同じく広島県の御提案の県立大学の連携、それから、岡山県から御提案の情報システムの共同化、それから、次に4ページでございますけれども、鳥取県が御提案のDV対策の連携、それから、5ページでございますが、鳥根県御提案の子育て応援パスポート事業の広域事業展開、続いて6ページでございますが、広島県御提案の中山間地域等の医師確保対策等、それから、7ページでございますが、鳥取県御提案の新型インフルエンザ対策の推進、この7点につきまして、具体的な行政課題に関する事業につきまして連携して取り組んでここに整理をしておりますが、一定の成果を上げることができたと思っております。

平成22年度におきましては、21年度の取組みを通じて明らかとなりました諸課題等につきまして引き続き各々の提案県が中心となりまして、中国5県が連携しながら具体的な取組みを進めてまいりたいと考えております。

それから、ただいま御提案のありました2点の施設等の共同化に向けた検討の取組みにつきまして、この7項目等の中身を整理を事務局の方でさせていただいて、また、それぞれ各県の方に御報告をさせていただきたいと思っております。

以上です。

二井会長 これにつきまして御意見等はございませんか。

それでは、ないようでございますから、この7項目の広域連携、また、先ほど平井知事から提案ありましたことも含めて、今後引き続き検討等を進めさせていただきたいと思っております。

予定をしておりました議事報告事項は、以上でございます。

## 【共同アピール】

それでは、引き続き共同アピールの関係に移らせていただきたいと思います。

### 《 地域主権の確立》

まず、最初に地域主権の確立について、資料は皆さんございますね。まず、「地域主権の確立」についてであります。

これにつきましては、山口県の方から提案をさせていただいておりますので、私から提案趣旨をまず御説明をさせていただきたいと思っております。

御承知のように、鳩山首相がかねてより地域主権の確立は鳩山政権の一丁目一番地であるというふうに述べてこられました。しかしながら、冒頭のごあいさつでも申し上げましたように、国と地方の協議の場の法制化等を内容とする地域主権関連法案の今国会での成立が危ぶまれております。また、先日開催をされました地域主権戦略会議で示されました義務づけ、枠づけの見直し、それから、基礎的自治体への権限移譲に係る各府省からの回答状況はなお不十分であると言わざるを得ませんし、最近の政府の動向から一括交付金化や国の出先機関改革などもどこまで地域主権改革の理念に沿ったものになっているのか、不安、懸念が生じております。したがって、これらの課題に係る基本的な方向が示されることとなっている地域主権戦略大綱の策定を前に、改めてここに上がっておりますように、一つは地域主権改革の着実な推進、二つ目は、国と地方の役割分担の明確化、三つ目は、国と地方の十分な協議、この3点について中国地方知事会としても強くアピールをしていく必要があると考えまして提案をさせていただきました。御賛同いただきますようによくお願いをいたします。

これについては読まなくてもようございますかね。読まないでいいですね。ようございますが、これ。（「いいのではないのでしょうか、事前に見ていますから」と呼ぶ者あり）

それでは、この共同アピール案に沿って、これについては対応させていただきます。

### 《 地方税財源の充実強化》

続きまして、「地方税財源の充実強化について」であります。これは、岡山県と山口県から提案をさせていただいております。岡山県の方から提案理由をお願いいたします。

石井岡山県知事 それでは私の方から趣旨を御説明申し上げたいと思っております。

そのアピール文案をごらんをいただきたいと思いますけれども、一つは、地方交付税、これの復元、増額についてということであります。先ほどの会長のごあいさつにありました項目でありますけれど

も、いわゆる三位一体の改革、こういったことによりまして、大変大幅に削減された地方交付税の復元の問題であります。確かに今回、地方交付税等が増加をされたということで、その点は評価できるものであります。なお、しかし、そのときの復元には十分ではないということでもあります。

従いまして、法定率を引き上げていただく。あるいは、いわゆる臨時財政対策債、これの増発によって我々の地方財政対策が今講じられているわけでありまして、これが地方の借金ということでもありますので、こういったものは解消してもらって、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を必ず確保していただきたい。このことが第1点です。

それから、2点目は、一括交付金制度、これの制度設計等でありまして、今、議論が始まりました一括交付金、これにつきましては、我々の責任、地方の責任と判断で自由に使えるような、そういう補助金制度の抜本的な改革でなければならないということでもあります。

今の議論をみておきますと、従来からの議論も参考にして考えると、どうしても自由度あるいは裁量の拡大、こういったことに必ずしもつながらない制度設計に各省庁の抵抗によってなるのではないだろうか。それから、財務省の指導によって、いわゆる総額が相当程度削減されてしまう。必要な社会資本整備等々の総額が削減されてしまうと、こういった懸念があるわけでありまして、是非この点の配慮をお願いをしなければいけない。特に、地方で遅れております社会資本整備、こういったところへの配慮というものが必要であると、こういった点であります。

それから、3点目は、地域主権型の地方税制の確立という項目でありまして、これにつきましては、御承知のとおり、国と地方の歳出比が4対6でありますけれども、これに合わせれば本来、その税源配分も4対6になるべきであります。当面は5対5ということを目指して地方税財源の充実強化を図るべきであるということでもあります。

その際、今後議論がされていくでありまして消費税の問題でありますけれども、確実に地方でこれから増大が予測されております社会保障の関係とか、あるいは住民生活に必要なサービスの提供、こういったものが安定的にできるような、いわゆる税収が安定的、税源の偏在が少ない、地方消費税の引き上げ、これを含む税制の抜本的な改革、これを行う必要があるということでもあります。もちろんその際の配慮事項、それに記述しているとおりでございます。

それから、地球温暖化対策のための税、これは、来年度の実施に向けて検討すると、こうされているわけでありまして、地方自治体がこの環境問題に果たしている役割、これを踏まえて、地方の財源を確保する仕組みとされたいと、こういう項目であります。

そして、最後に4項目めは、3という番号になっておりますけれども、景気回復と経済成長を見据えた財政運営ということでもあります。これにつきましては、国の方の財政健全化の目標で今中期の財政見通しの議論がなされている中で、国と地方を合わせたプライマリーバランスの改善といったようなことが掲げられて議論がなされているようでありまして、地方の行財政改革は、本当に血のにじむような思いで我々が改革をしてきているわけでありまして、国の方の改革は、遅々として進んでいない。こういった中で国の赤字の埋め合わせに我々の行革努力を流用されてしまいかねないような、そういう議論でありまして、到底これは認めるわけにはいかないわけでもあります。

また、一方で、歳出の抑制だけではなくて、財政健全化のためには、やはり景気回復、それから、経済成長に向けた戦略も必要であろうと思います。従いまして、現在策定中であります新成長戦略、これとの整合性を図りながら、中期財政フレームの策定に当たりましては、こういったことをしっかりと配慮されるべきではないだろうか。

以上、要点を申し上げましたけれども、私の方から提案をさせていただきたいと思っております。

二井会長 ありがとうございます。これにつきまして御意見等ありましたらお願いしたいと思っております。平井知事。

平井鳥取県知事 タイムリーなことでありまして、全面的に賛成をさせていただきたいと思っております。

特に、今、先ほどの地域主権の確立の際にも会長の方から御懸念がございましたが、プライマリーバランス論が出てきていて、国と地方を混ぜ返して、つじつま合わせようなんていうのは、これは言語道断だと思います。県の方は非常な行革努力を今までやって、いろいろな議論をわき起こしながらも、みずから血を流して改革を進めてきているわけでありまして。そういうような努力をすべて横に置いて、単にその国と地方でつじつま合わせればいいと。さらなる切り込みが必要だというようなことになら

ないようにしなければいけないと思います。

一括交付金の議論も一括交付金化すれば、2割ほど削減になるという、そういう発言が菅財務大臣から飛び出すなど、ちょっと信じられないようなことがいろいろございます。ですから、三位一体改革の二の舞にならないように、今是非こうした地方税財源の充実強化について、中国知事会としてアピールを出すべきだと思います。

それから、これは、どうしようかなと思ったんですけども、ここに書けということではございませんが、事業仕分けの関係で、ちょっと議論が発生して、宝くじの使い道のことに国がちょっかい出すというのは、私は伊藤知事ではないですけども、伊藤知事というのは、鹿児島伊藤知事ではないですが、これは人の懐に手を突っ込むようなことかなというような気がいたします。これについては、ここに書くということではないかもしれませんが、ただ、我々地方団体の方で、その宝くじの使い道だとかは考えていければいいと思います。国の天下りがどうだとか、お手当がどうだというのは、これは国の方でいろいろと意見を出してもらって結構だと思いますし、それを参考にさせていただいた最終的な決定権は地方6団体、少なくとも宝くじであれば、都道府県や指定都市がみずから判断すべきことであると、こういうことははき違えないでもらいたい。この辺も国の方としてはわかまえていただきたいと思います。

そうしたようなことも含めまして、今、地方税財源の充実強化を打ち出すことはタイムリーであり、私は全面的に賛成させていただきます。

二井会長 ありがとうございます。では溝口さん、お願いします。

溝口島根県知事 地域主権を拡大をしていく、必要なことです。その時に、主権が行使できるような財政的に基盤がなきゃ困るわけでありまして、そういう意味で地方財源の充実強化というのは、地域主権の拡大と表裏一体といいですか、そういう関係だろうと思います。そういう意味で、こういうことをよく国に訴えていく必要があるということでもあります。他方で、地方と言った場合に、非常にこの裕福な地方とそうでない地方があるわけですし、地方一般にこの税源が来ても、この前の三位一体改革がそうだったわけですけども、結局、補助金がなくなったけれども、税収は余り増えないという現象が起こって、いわば財政力の弱いところに、このしわが寄るようなこととなります。だから、地方税財源の充実強化は全体としては必要ですが、その中で地方団体間の財政調整機能がうまく機能するようにやっていくということは、国に対してもそうでありまして、我々の間でもそのところをよく確認しながらやっていく必要があると、私は考えておりまして、そういう文言も入っておりますので、これで是非やっていきたいと思います。

二井会長 わかりました。湯崎知事、お願いします。

湯崎広島県知事 私も基本的にこの共同アピールの内容というのは、大賛成で、論点もほぼ同じだと思ってます。先程のこの前の地域主権のところも併せてなんですけれども、今の国のやり方というのは、言ってみれば、チーズスライス作戦というのがあるんですけど、一枚一枚少しずつチーズをはぎ取るように切っていくと。前回の三位一体なんかもそうだと思うんですけども、結局、我々は、いろいろなことをばらばらに議論して、都合のいいところだけ、それぞれのところで国から切り取られて、やられてるんじゃないかっていう、国が意識的にそういう作戦なのかどうか分かりませんが、そこでちょっと負けてる部分もあるんじゃないかなと。そういう意味でもこの地域主権という大きな枠組みを本当にどうあるべきなのかというところをしっかりとアピールしながら、それにやはり財源というものをくっつけて議論していくってというようなやり方をしないと、また、何か一方的にスライスされて終わりになりかねないなというのをちょっと危惧しております。そういう意味で、地域主権のところとのセットというのは、非常に私は重要だと思います。

それから、もう一つは、国の財政規律についても相当やはり我々は言っていないといけないと思ってます。これは、地方にしわ寄せが来ないということももちろん、そういう観点からももちろん重要でありますけれども、後はやはり今我々の地方債も、結局、国の信用と連動する形で利子等は決定されてますので、事実上ですね。国債が大暴落するようなことになると、我々の地方債にも直接的に大きな影響が出てくると考えています。そういう意味でも、国にしっかりと行財政改革を進めてもら

うと。そのためには、もちろん無駄な支出をやめるということもありますけれども、それはプライオリティーづけをしっかりとってもらうということですね。そういうことも必要ですし、あるいは税の議論、あるいは、成長することによって、今の成長戦略も議論になっていますけど、成長することによって税収を上げていくっていうこと、これらを全部組み合わせ、しっかりと行財政改革を進めてもらうということも非常に重要だというふうに考えてます。

もう、地方がやるべきサービスについても財源が必要だというのは、これはもう論を待たないことでありますので、繰り返しになりますけど、達成していくための作戦というの、これは全国知事会等も併せてですけど、考えていかないと、先程のチーズスライスにやられてしまいそうな、ちょっと懸念をしておるところです。

二井会長 ありがとうございます。

他にございませんか。私もこの案で賛成をもちろんさせていただきます。やはり、臨時財政対策債のようなものが、最近非常に増えてきてると。後年度、この交付税措置をしますよということになってますけれども、本当に交付税措置をしてくれるのかどうかということもはっきりしない。我々は、一般の県債については、それぞれ各県とも努力をして減らしてきてるにもかかわらず、一方で、その臨時財政対策債が増えて、そして、その担保も必ずしもはっきりしないということがありますので、どうしてもやはり交付税については、法定率の引き上げももちろんありますし、ここに出ますように、別枠で加算をするというようなこともあるでしょうから、その辺の努力は是非私もしてもらいたいなというふうに思います。

それから、この文章このままでいいんですが、今日、先ほどの経済界との会議に私出ておりませんでしたから、その際申し上げようと思ったのが、2ページの2の(4)で、地球温暖化対策のための税ですね。この税を国の方でどうされるかによっては、地方のその産業にもすごい影響が出てくるということがあるんですね。特に、山口県のケースで言いますと、化学工業がかなりあるもんですから、そこで石炭を使って自家発電をかなりやってるんですね。そうすると石炭課税に対する課税のあり方によっては、まさに、もう山口県ではやっていけないと、海外でないとやっていけないというようなケースも出てくる可能性もあるんです。

去年の政府の税制調査会のとときの石炭課税が今の現状の何倍だったかな、3倍だったかな、5倍だったかなということで案が検討されたりして、経済界も大変パニックになったというようなこともありましたので、その辺の地球温暖化対策を考える上で産業にどういう影響が与えるのかということも頭に置いて国の方で是非この検討はしていただきたいというのが山口県の気持ちでございます。この文章そのものはこれで結構ですけども、それだけ申し上げさせていただきます。

それから、事業仕分けの関係について、全国知事会も事業仕分けの対象になりかけたことがありましたよね。これ自体もなぜ全国知事会が事業仕分けの対象になるのか。我々は自主的に運営してるのになぜかという疑問も非常にありましたが、宝くじもまさにそうですから、もっと政府の方で事業仕分けを選択するに当たっては、もっともっとやるべきことがあるんじゃないかと。

私がよく言いますのは、政治の方の事業仕分けをしっかりとやった方がいいんじゃないかということも申し上げておりますけれども、もっと事業仕分けの対象の選択をもっと考えるべきであるというふうに私も思ったところです。

以上です。

これにつきましては、これで共同アピールとさせていただきます。

## 《 地域の発展を支える社会資本や交通機能の充実》

それから、次が、「地域の発展を支える社会資本や交通機能の整備充実について」でございます。これは島根県と鳥取県から御提案をさせていただいておりますが、島根県の方からお願いいたします。

溝口島根県知事 この問題も地域主権の拡大と関連をしておるわけでありまして、地域主権が拡大されて、地方で行う事業、事務が拡大していくと、そのための財政的な基盤がなければいかんわけでありまして、基盤がなければならぬということで、先ほど石井知事の方からお話がありました地方への税財源の供与、充実拡充ということがあるわけですが、地方に税財源が拡充をされても、経済的なそれはこの財政収入を支える経済的な基盤がなければ、これは無理なわけでありまして、そういう点

で社会インフラというのは、そういう基盤のうち、公共部門がやらないといかん最も大きな課題である。

全国を見ますと、これに大きいいわば格差があるわけですね。これは、私はやむを得ないことだと。やっぱり発展した地域から順次整備は行われてきておると。しかし、その整備が遅れていて、そういうところがそのままにして、権限だけきても困るわけでありまして、そういう地域主権と並行して、社会資本整備を是非とも政府の方で進めてもらいたい。特に、一括交付金あるいは一般財源というようなことになると、その整備の水準などがややもすると軽視される可能性があるわけでありまして、人口とか面積とか非常に一般的な指標でこの交付金の配分などが行われますと、整備の遅れたところはそのまま遅れるというようなことになるわけでありまして、そういう意味におきまして、地方主権の拡充とこの表裏一体として基礎的な社会資本の整備というのを進めるべきである。特に、高速道路といったようなものは、その最も重要な部分でありまして、まだ、全国にミッシングリンクが相当残ってる。平井知事のリードで9県知事がそういうミッシングリンクを早期になくすように国に訴えておりますが、中国地方では、特に山陰道、日本海方面で整備が遅れておるわけでありまして、中国知事会として、そういうことを是非訴えていく必要があります。その他の最近では、交通体系の一部として地方航空路の問題があるわけでありまして、これも航空路がないと、その地域の産業発展がうまくいかない、企業誘致がうまくいかないということになるわけでありまして、そういう面におきまして、国がちゃんとした対応をする。これを是非我々として求めていく必要があります。

それから、いろいろな災害、水害があるわけでありまして、それによりまして、高速道路に限らず生活道路も被害に遭う。そうすると、それはやはり産業の振興あるいはその地域の人々の生命にもかかわるような問題になるわけでありまして、そういう基礎的なインフラの整備を早く進めるように地域主権の拡充と並行して遅れないように進めるように是非とも強く申し入れていく必要があると。

それから、ダムあるいは河川の改修等も同じでございます。そういう点を我々として強く国に要望していきたいというのがこの趣旨であります。

二井会長 ありがとうございます。これにつきまして御意見等がありましたらお願いしたいと思います。よろございますか。湯崎知事、お願いします。

湯崎広島県知事 内容についてはもちろん賛同いたします。高速道路については、特に、中国地方全体としての発展あるいは一体的な発展というのを考えていったときに、山陰道、山陽道、それから、横断道ですね。これらは、やはり非常に重要なものだと思っておりますので、特に、山陰道の場合には、未着手のところはかなりあって、事業の進捗が遅れていると。溝口知事からも御説明あったように、残ったものがそのまま残されるという事態だけは絶対に避けるように中国地方全体として強く要請をしていくべきであろうというふうに考えてます。

二井会長 いいですか。(「賛成です」と呼ぶ者あり)では、平井知事。

平井鳥取県知事 賛成です。これは、特に、今から社会資本整備審議会のやり方を変えようとかいうことに時期が移ってきます。この夏ごろがその正念場になってくると思います。その際に、優先順位として中国地方の肋骨のような道路、それから、大黒柱となるような道路、山陰道などですね。そういうところを整備すべきだと。その声を上げるのは大変にタイムリーだと思います。賛成です。

二井会長 はい。

石井岡山県知事 私は、このハード整備の文章に賛成なんですけど、加えて、この3にあります総合的な地域交通機能の整備、これも大変重要な課題に今なっておりますので、航空路線については、地方との路線が、JALのこともあつたりしまして、あるいは経営の問題もあるんでしょうが、撤退が続いておるといったようなことで大変大きな影響を受けております。しかし、地方の航空路線が果たしている役割も大変大きいんですよ。是非これは、国家的な見地から、この路線廃止が安易に行われないような、そういったことを是非国が責任を持って地方路線を維持、拡充していくんだという考え方を是非しっかりと国の方で打ち立ててもらいたいなと。これを要望することは大変タイムリーだと

思います。

二井会長 わかりました。それでは、このとおり要望させていただきます。

私は、少し心配をしておりますのは、社会資本の整備は、もう特にこれは進めていかなければいけないと。ただ、先ほどから出てる国と地方の役割分担ですね。役割分担と、それから、地方ができるだけ移管をしてもらってということになると、そのときのその財源の確保がきちっとできるかどうか。この二つの辺がちょっと少し心配なところがあるんですね。だから、地域主権だからといって、もう極端に地方に権限が移譲されてくるというようなことになると、社会資本の整備にどういう影響が出てくるかということもちょっと頭に置いておかないといけないかなという感じは一つ懸念は持っているんですけどね。ただ、これについては、このとおり共同アピールということで対応させていただきます。

## 《 高速道路等の料金の適正な検討と公共交通機関への支援 》

それから、次は、「高速道路等の料金の適正な検討と公共交通機関への支援について」であります。これは岡山県の方からお願いいたします。

石井岡山県知事 本県から提案をさせていただいておりますけれども、高速道路の新たな料金制度、先般発表になりました、現在、国の方におかれまして更に検討が進んでいる状況でありますけれども、御承知のとおり、今公表されております案は、全般的には近距離ですね。近距離を走行する場合を中心としてほとんどの利用者の料金が割高になっているという一つの問題。これに加えて、本州四国の連絡高速道路、これについては、特に大幅な料金値上げになっていると、こういうことが大変大きな問題だと私は思っております。

今現在、いわゆる週末の土曜、日曜、祝日のこの1,000円割引、これによって非常に地域の経済の活性化というものがもたらされているかと思うんですけれども、この効果を失わせてしまうような結果になるものと、このような危惧がある、このように私は考えておまして、是非ともそういったことを踏まえながら、この新たな料金の割引制度につきましては、現在の地域の経済の活性化に効果がある、その効果を失わせるようなことがないように、是非関係自治体の意見を十分に踏まえた必要な見直しを行っていただきたい、このことが第1点であります。

それから、第2点は、今の割引制度、現行の割引制度そのものの問題でもあるんですが、地域の経済の活性化の効果はあるんですけれども、反面、さまざまなフェリーを始めとした公共交通機関の事業継続の問題とか、あるいは、渋滞の慢性化、更には、CO<sub>2</sub>の排出量の増大等々、さまざまな生活とか環境に影響をもたらしていると、こう考えられます。

従いまして、今後、新たなこの料金割引制度とか、あるいは、社会実験が無料化の区間が全国50ありまして、これが実施されていくということになるわけではありますが、こういったものの結果というものを十分に検証してもらって、来年度以降、必要な場合には見直しを行うと、こうされておられますので、是非とも社会実験の実施に当たっては、さまざまな影響についての確かかつ十分に調査あるいは検証して、そして、その結果というものを来年度以降の見直しに反映をされたいといったことです。

そして、最後3番目であります、今、申し上げたそのフェリーとか、あるいは鉄道とかバス、こういった公共交通機関への影響といったことにつきましては、これはもう高速道路の料金設定という国策によって、生じているんですね。私たちの地方というよりは、国の方が無料化に向けた動き、その一環の中でさまざまな大きな割引を設定をする中で、このような問題が生じてきているといったことでもあります。

御案内のとおり、本州と四国を結ぶこのフェリー業者も、いろいろな動きがございまして、混乱もございました。今現在、地元の関係者が集まった連絡協議会において持続可能な運航、これを確保していこうということで検討が始まっております。いずれにいたしましても、こういった状況の中で、このような国策によって生じているといったことでもありますので、今後、このフェリーを始めとする、鉄道、バス等の公共交通機関の影響、これに対する対策につきましては、地方に負担を求めることなく、そして、国の主体的な責任のもとにおいて事業継続が可能となるような、そういう支援措置を講じるべきであると、このことを強く訴えたいと、こう考えまして、提案をさせていただきました。

二井会長 これにつきまして御意見等はございませんか。湯崎知事、お願いします。

湯崎広島県知事 今の地域の活性化というためには、今の生活と経済を支えている地域交通を安定的に維持していくということが非常に重要だと思うんですね。平日深夜割引とか平成16年から始まって、社会に定着をしてくれているところだと思うんです。そういうものが突然、変わってしまったとか、あるいは1,000円高速ということで、突然、大きな影響を与えたりするっていうことが私は非常に大きな問題であるというふうに思っています。

そういう意味で、インフラの制度というのは、一定の制度をつくと、それは安定的に運用されていくということが非常に大事なことで、今回のような財源を捻出するために、とりやすいところからとってみるっていうようなやり方っていうのは、やはり断固反対をしていかないといけないのかなというふうに思っております。

一方で、この1,000円高速は、航路について多大な影響を与えています。これは、航路だけじゃなくて、本来バスであるとか、JRだとか、いろいろなものに影響を与えてるんですけども、特に、生活航路については、一度廃止をされると、非常に深刻な状況に陥っていくということで、再建が非常に難しいものですから、道路、鉄道あるいは、船については、将来にわたってバランスよく地域交通が維持できるように、国として万全の対策を講じていただきたいと考えていますので、趣旨賛同というか、このアピールについては強く我々も求めていきたいというふうに思っております。

二井会長 ありがとうございます。ようございますか。

山口県の場合も、今の制度の中でフェリーの経営が大変厳しくなっているという状況の中で、県独自の助成措置もやっておりますけれども、これだけでは到底経営を支えるというところまでいっておりません。従って、先ほど、この要望の中にもありましたように、国の政策によって、こういう大きな影響を受けているわけですから、是非、国の主体的なというのか、是非、支援をお願いしたいということと、どうも私は、高速道路のこの無料化そのものについてどうなのか、非常に疑問も持っています。

一つは、地球温暖化防止との関係で、これはどういうふうに整理をされて、これをやろうとされているのかということもはっきりしませんし、先ほどから話がありますように、総合交通体系のあり方を議論する中で、これをどう位置づけるのかということも議論されないままに、今、いろいろなことが進んでいるという状況にありますので、是非この共同アピールで要望をしていったらというふうに思っております。

ようございますね。ではお願いいたします。

## 《 戸別所得補償制度》

それでは、次に、「戸別所得補償制度について」であります。これについては、岡山県と山口県で提案をさせていただいておりますので、私の方からこの趣旨を御説明をさせていただきたいと思えます。

御承知のように、現在、国におきましては、戸別所得補償制度の平成23年度からの本格実施に向けまして、戸別所得補償モデル対策が実施をされております。ただ、この対策が全国一律の助成単価でありますことから、中山間地域を多く抱え、生産費の高い中国地方においては十分な所得を補償する制度内容にはなっていないということが第1点あります。

それから、農業従事者の減少、高齢化が進んでるという状況を踏まえまして、集落営農の推進とか、経営の高度化が喫緊の課題であるにもかかわらず、そうした取組みを推進するというような内容にもなっていないということ。それから、地域協議会や市町村が行う事務手続についても、事務量が増加をしたり、制度内容の公表がおくれているというようなことで支障を来しているというようなことも細かくはあります。

したがって、こうしたモデル対策における課題、それから、国において畜産、酪農、それから、漁業への所得補償制度導入が検討されているという状況を踏まえまして、地域の実情に配慮した制度設計とすること。それから、農家等の事務負担軽減と、制度内容の早期説明、この2点について要望させていただきたいと思っております。

これにつきまして、御意見等がありましたらお願いしたいと思いますが、ようございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、ようございますね。では、これで進めさせていただきます。

## 《 口蹄疫の防疫体制の整備》

それから、次が、今問題になっております口蹄疫の防疫体制の整備について、これについては、鳥取県の方からお願いいたします。

平井鳥取県知事 口蹄疫は、今、宮崎を席捲しております。山口県もかつて鳥インフルエンザとか、御苦労されたわけでありましてけれども、家畜の問題だからといって、決してばかにしてはならない。地域に衝撃的な打撃を与えますし、産業に壊滅的な影響を与えるという、そういう状況にあります。

これは、今、九州の方の問題ではありますけれども、中国地方は、関門海峡を隔ててすぐのところにあります。決して他人事ではありません。感染ルートまだ明らかになっていません。ですから、どういうふうに飛び火してくるかというのわからないという状況であります。

ですから、この機会に、大きく分けて二つのことを我々はやるべきではないかと思えます。一つは、国に対して、これ以上広がらないように毅然とした防疫措置をとってもらふことなど、それから、財政対策をとってもらふこと。これは重要だと思えます。

あともう1点は、我々中国5県でお互いの人的資源だとか、あるいは情報リソースを共有することなどをしまして、共同で防波堤をつくる。もし万が一、我々のこの5県の中に入ってきたとしても、それはその時点で封じ込められる、そういう体制を目指そうではないかと。そのことの御提案でございます。

1点目の国に対するものでございますが、これは、中国地方の共同アピール案として書いてございます。4月20日に発生した口蹄疫とありますが、報道では、もっと前の段階から実際には入り込んでいたのかも知れないと言われるものであります。結局、今もって、有効な措置がとられているかどうかかわからないと。現に種雄牛にも飛び火をしてきておりますし、昨日もまた新たな農場が発見をされたりしております。

その意味で1番、防疫対策を更に徹底してもらふということが大切であります。徹底した防疫措置、防疫拡大防止措置を実施するというところであります。

それから、2番として、畜産農家に対する支援であります。既に各県でいろいろな施策を始めています。県でももちろん5月14日から鳥取県では消毒のための炭酸ソーダを配付するなど、措置を始めておりますし、それから、資金対策もこのたび議案に提案しようというふうに考えております。これは恐らく5県とも同じような状況だろうと思えます。

ただ、畜産経営安定対策を国が発動したんですけれども、これが九州・沖縄に、なぜか沖縄なんです。九州知事会である山口県にも適用されてないと思うんですけれども。こういうようなことですね。何か地域限定で、今、始まっているわけではあります。現実問題やるべきことは一緒だと思えますので、対象地域を隣接する中国地方にも拡大してもらいたいということを求めているのが2番目です。

3番目では、県、市町村、関係団体の経費に対する補てん措置。

それから、4番目といたしまして、全国的な防疫体制を国の責任で築いていただきたいということでもあります。特に資材が、広がりを見せてくると不足をしてくるかもしれません。この辺は、それぞれの県だけでは措置できない状況ありますので、国の責任でそこは確保してもらふ必要があるということでもあります。

5番目として、今のところ大きな被害はないようではあります。風評被害対策、これも重要でございます。鳥インフルエンザのときの経験に踏まえて補足すれば、このことも大切な課題だと思えます。

以上5点を緊急アピールとして国に上げるという案が一つであります。

それから、次のもう1枚めくっていただきますと、中国地方知事会としての連携であります。これは、実務的に更に協議をしていくということでもいいかと思えますが、我々5県は、共同してこのことに対処をしていくということを確認をすべきだと思っております。

そういう原則合意の上に立って、1点目といたしまして、中国地方で感染疑い例が出た場合には、各県で情報を共有しようということでもあります。

それから、2点目といたしまして、獣医師などの人的な資源、それから、防疫のための消毒薬など、

こういうようなことを発生地県に融通するとか、そういう物的な応援体制、こうしたものを取りましようという確認をいたしたいということでありませぬ。

これで十分かどうかということにはわかりませぬ。実際には臨機応変に我々の間で危機管理体制で5県でホットラインを持ってやっていくべきだと考えております。

よろしく申し上げます。

二井会長 ありがとうございます。これにつきまして、御意見等ありましたらお願いをしたいと思ひますが。溝口知事、お願いします。

溝口島根県知事 提案、大切なことなんで是非やっていく必要があると思ひますね。

中国5県の連携の方、これはこの考えで結構であります、どういうやり方でやるか、少し事務的に準備する必要がありますね。そこら辺は、会長県で指揮をされるのかどうか、していただくと思ひがたいけれども。

二井会長 この具体的な事務的な詰めですか。

溝口島根県知事 事務的な詰めをです。

二井会長 詰めに。

溝口島根県知事 準備のようなことですね。

二井会長 どうでしょうか、提案県の方で。

平井鳥取県知事 今は、提案県でさせていただいても結構です。要は原則的に協力していきましようという前提の上に立って具体的な項目はとりあえず想定をつくり、それから、現に入ってきた場合は、それは臨機応変に、入り方もありましようし、状況もありましようから、そのときに具体的に御相談させていただき、危機管理体制のもとに各県協力して対処していくということにさせていただければと思ひます。

二井会長 わかりました。これについて他にございませぬか。湯崎知事、お願いします。

湯崎広島県知事 私も賛成で、御提案いただいて大変ありがたいと思っております、これから詰めるということなんでしょうけれども、共同でやる場合にも、いろいろなケースが恐らくあり得て、1県から始まる場合と、それから、5県同時ってということもあり得と思ひますので、そういった場合に、本当にどういうふうに対応していくか。県境の往来とかも含めて考えないといけなことがたくさんあって、事務取りまとめもなかなか大変だと思ひますけれども、是非よろしく願ひいたします。

二井会長 石井知事。

石井岡山県知事 私もこの文案で賛成させていただきます。特に、国の方におかれては、今、東国原さんがおっしゃっているように、もう宮崎県の問題ではなくて、もう国家の畜産行政そのものの危機的な状況に直面しているという認識のもとに、国が責任を持ってしっかりと全面的な協力をしながら、早期にこの終息をしてもらおうとか、あるいは、他の県に感染の拡大をしないように、そういったところの防疫体制、こういったことをしっかりとやらしてもらふ必要があるし、また、今回のどこからこのウイルスが入ってきたのかといった点の侵入経路の早期解明と、こういったことも含めた、まず、国家としては是非全責任を持ってとにかくやるぐらいの姿勢を見せてほしいと思ひますね。もちろん我々も万が一のときに中国地方で発生した場合は、お互いにしっかりと連携をして、柔軟に体制を構築しながら連携をとるということは大変重要な課題だと思ひます。

二井会長 ありがとうございます。

先ほど話がありましたように、山口県で平成16年1月に鳥インフルエンザが79年ぶりに発生をしたわけですね。この防疫対策というのは、この文章の中にもありますけど、法定受託事務として県が国の指導でもってやる形になっていたわけです。

当時もマニュアルがありまして、発生した農場から30キロの範囲内の鳥と卵を移動させてはいけないという措置を講ずるようというのがマニュアルであったものですから、それで、やったわけですけれども、それに対して、国は、では財政措置をどうするのか、どういう補償をするのか、全く決めていなかったんですね。従って、当時は、仕方がありませんから、県の単独で卵を買い上げましょうという、卵が結局38時間移動ができませんでしたから、3千4百万個の卵がたまって、3億円近い金を単独で出して、一応、菌が拡大しないように努力をしたということがあります。そのときに国の方をお願いに行きましたら、これは当時、山口県の中だけで発生していることですからというような言い方をされて、私としては、一生懸命他の県にうつらないようにしているのに、そういう言い方はないでしょうと言って、結果的には半分ぐらい補助を出すということになったんですね。だから、やっぱりここに拳がっていますように、直接的な防疫対策も当然これは国の責務でやらないといけませんし、それが円滑にできるためには、農家への補償がされているか、されていないのかによってもすごく違うんです。僕はその時に、「待てよ、卵が変な形でこそと横流しでもされたら、菌が拡大していく。大変なことになるから、農家に対して補償をとにかくしましょう」ということで出したわけですよ。

従って、今回のものも、この補償をきっちり農家に対してするというのが一番防疫対策として重要だと思いますので、今回、こういうことがありましたから、国の方もかなり対策は強化をされると思いますけれども、やはり国の責任できちっとやっていただきたいと、強くこれも願っておるところでございます。

では、共同アピールはこういうことでさせていただきます。

それから、中国地方知事会の連携ですね。これもこの2点を踏まえて、また、具体的には、鳥取県の方で整理をさせていただきながら、お互いに協力して対応させていただきたいと思っております。

## 【フリートーク】

以上で共同アピールは終わらせていただきまして、その他で御意見等がありましたらお願いしたいと思っております。

## 《 ハートフル駐車場利用証制度》

### 《 児童虐待関係》

事前に、「ハートフル駐車場利用証制度の普及について」、鳥取県の方から提案があります。ではお願いします。

平井鳥取県知事 時間も超過しますので、簡単に私の方から2点お願いしてました。あともう1点、児童虐待の関係がございました。

二井会長 では、一緒に。

平井鳥取県知事 一緒にさらっとさせていただきたいと思っております。

一つは、このお手元にありますハートフル駐車場利用証制度という制度でございまして、障がい者の方が安心して車をとめられるように、こうした証紙をつけまして、それをまた目印にして、そこに駐車場を確保しておく、こういうやり方です。

今、実は、これまでも鳥根県と鳥取県で相互乗入れでやっておりまして、このたび岡山県の石井知事にも御理解をいただきまして、相互乗入れ方式でやっていきたいと思います。

障がい者の方も県境で止まるわけではございませんで、県境を越えて行動をされます。医療関係だとか、買い物だとか。そういう意味で、中国5県で、だんだん順次整備していくということになると

思いますけれども、その際に、そうした相互乗入れでやっていっていただければということのお願いであります。

あともう1点は、児童虐待における裁判所の積極的関与の法的整備についてという黄色い1枚物のペーパーを出させていただいております。

児童虐待については、平成13年ぐらいだったと思いますが、児童虐待法ができて、児童虐待防止法の関係で、いろいろな諸整備はなされました。また、児童福祉の法制の中でも児童虐待関係の法制はあります。ただ、どこもそうだと思いますが、児童相談所、非常に今、疲弊するくらい大変なことになっております。

更に厄介なのは、一遍、親子を引き離して児童相談所の方に措置をするわけではありますが、その入所させた後で、最終的には家庭の方に復帰をして再統合と言われますが、もう一度、家族の中で愛情あふれる環境をつくってもらうということでもあります。

外国では、アメリカとかフランスの例、この下の方に書いてありますけれども、裁判所の関与を強めまして、親子をいったん引き離すとき、入所措置をするときには、裁判所が同意しない場合は、親が同意しない場合は、裁判所の方が命令を出すというふうな形が世界的には広がってきております。

こういうような形にすれば、社会復帰といいますが、もう一度、親子再統合するのも児童相談所が関与してやりやすいわけではありますが、現在は、児童相談所と親がまず話をし、全く反対してばかりでどうしようもないという場合に限り裁判所が出ていくようなことになってまして、ほとんど裁判所は出てこないようなことになっております。そうしますと、ぎりぎりまで児童相談所が親を説得して、こっちの方に入れなさいと、親子を引き離す方に動くわけでありまして、後々、今度、再統合に持ち込もうとすると、実務的に困難が生じるのが現在の仕組みになってきております。

これは恐らくどこも実務的には感じている隘路だろうと思うんです。そういう意味で、諸外国の例も参考にさせていただいて、もっとスムーズに児童虐待対策が打てるような法制をつくっていただけないだろうか、こういうような要望を中国知事会としてできないだろうかという意味で、ここに御提案をさせていただいたところであります。

よろしく願います。

二井会長 それでは、まず第1点のハートフル駐車場利用証制度の普及の関係ですね。今、お話がありましたように、岡山県は近く。

石井岡山県知事 今年12月からの導入を予定しておりまして、是非相互利用ということで鳥取県さんともお約束させていただきましたが、できますれば導入されているところと一緒に相互利用ができればというふうに願っております。

二井会長 山口県は、今年の8月1日からやりますので、それに間に合うかどうかはともかくとして、相互乗入れができるように努力をさせていただきたいと思っております。

それから、広島県の方はどうでしょう。

湯崎広島県知事 今のところ広島県だけ導入予定がまだないという状況でございまして、大変申しわけないと思っておりますが、これはまず導入をする検討を早急に進めて、当然、相互乗入れを念頭に置いた方向で考えていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

二井会長 では、よろしく願います。

では溝口知事、願います。

溝口島根県知事 島根県は割と早く20年の12月に導入をしまして、中国5県でこういうふうに広がっていくことは大変いいことなので、提案に賛成であります。

二井会長 ありがとうございます。

それではこれで。

それから、児童虐待の方は、これは、何か国の方が検討されてるやにも聞いてますが、今要望した

方がいいんでしょうか。それとももうちょっと国の方の動向をみた方がいいんでしょうか。

平井鳥取県知事 私どもとしては、また、もう少しあれでしたら、この後、事務的に調整させていただいて、取り組んでも結構でございますが、今の段階でやはり現場としての隘路がありますので、要望しておくべきではないかなと思います。

国の方は、必ずしもこれフィットした形でこれを検討するかどうかわかりません。

二井会長 ああそうですか。これはいかがでしょうか。別途またということで、ようございますか。

湯崎広島県知事 事務的に詰めるということでやれば、結構です。警察も含めていろいろな関係機関もあるので、そのあり方については、少し共同して勉強していくということも必要かなというふうに感じてます。

二井会長 溝口知事、お願いします。

溝口鳥根県知事 私どもは、提案のように、保護者が同意しない場合の親子分離の決定を裁判所が行うように求めるという提案、賛成でありますので、少し事務的に検討してはどうでしょうか。

石井岡山県知事 岡山県も同じ問題意識を持っておりますので賛同させていただきます。

二井会長 それでは、ちょっと事務的に詰めさせていただきまして、要望する方向で湯崎知事もようございますね。

湯崎広島県知事 そうですね。裁判所との関係というのは、私はまずいと思うんですね。今申し上げたような緊急の場合の警察との連携とかもあるので、少し幅広に検討していったらいいんじゃないかなというふうに思っております。

二井会長 わかりました。だから、基本的には要望するという方向を前提に事務的に詰めさせていただくということで整理をさせていただきたいと思えます。

## 《 海の道構想》

それでは、他に「海の道構想の策定及び推進」について、広島県さん、お願いいたします。

湯崎広島県知事 すみません。今、広島県の方で「瀬戸内海の道構想」というのをまとめる作業を始めております。これは、直接的には、山陽側というふうに見えますので、鳥取、島根両県には大変恐縮なんですけれども、趣旨は、インバウンドをもっと増やしていこうというところでありまして、瀬戸内海には、その県を越えたいろいろな資産がたくさんあるというふうに思っています。これを今少しばらばらで存在しているような感がありますので、もっと統合して対外的にアピールをしていけば、もっと大きな観光地としての力を発揮できるんじゃないかなというふうに考えております。また、そこから、当然、温泉等含めて山陰両県との関係も深まっていくものというふうに考えております。

そういう意味で私は大事なものだと思っておりますけれども、現在、この計画構想づくりに関係分野の専門家11名集まっていたいで議論をしていただいております。最終的に構想が取りまとまる前に皆様にも御相談をしていきたいというふうに思っております。実際に構想ができて実行していくためには、広島県だけではなくて、関係各県との緊密な連携が絶対に不可欠だと思っておりますので、是非情報交換あるいはその共同の事業の展開、あるいはその構想の最終的な取りまとめの前に、御相談に上がるときのさまざまな御協力をお願いできればと思っております。

構想についての資料は、別途情報提供はさせていただきたいと思えます。

二井会長 ありがとうございます。これについて御意見等はございませんか。石井知事、ようございますかね。

石井岡山県知事 賛成といいましょうか。構想をまとめていかれる際には、当然連携して取り組まさせていただきます。大変我々としても大いに期待をしておりますので、海を活用して大いに観光振興インバウンドを進めてまいりたいと思いますので、今後、協議にまた必要がございましたらお話いただきませすれば協力をさせていただきたいと存じます。

二井会長 何かございませんか。特にありませんね。溝口知事、お願いします。

溝口島根県知事 賛成でございますので、我々もできる協力をしていきたいと思ひます。

湯崎広島県知事 ありがとうございます。

二井会長 中国、四国も含めてやっぱり瀬戸内海というのは、海外に売り出すための最も大きな財産の一つだと思いますので、お互いに協力しながらやっぱり対応していくべきだというふうに思ひますので、どうかよろしくお願ひいたします。

湯崎広島県知事 ありがとうございます。

## 《 救急医療》

### 《 医師確保対策》

二井会長 それでは、次に、あと最後、島根県の方から「救急医療の広域的な連携」と、それから、「医師確保対策」について御提案がありますのでお願ひしたいと思ひます。

溝口島根県知事 二つ話題があるわけですが、一つは、資料をお配りしておりまして、中国5県のドクターヘリの状況ということで、5県の状況を見ますと、岡山県の方で平成13年から始まっております。鳥取県でも22年から近隣の県との協働をやっておられる。山口県は、本年度中、22年度中に運航予定、広島県は、今後検討ということでございます。

私どもは23年度中に運航を目指して、今いろいろな準備を進めております。それで、中山間地域の方々がこのドクターヘリを利用するということが多いわけでありまして。そうすると、大体、これは、各県と隣接した地域になるわけでありまして、ドクターヘリの相互協力について話ができればと、こういうことでございます。

県境を越えまして、中国地方全域をカバーできるような相互協力のメカニズムですね。仕組みを検討して、これもできたところからでいいんだと思うんですけども、県の間でコストの負担とか、いろいろありますし、運航の仕方とかありますから、今後取り決めをしていくというようなことも必要になろうかと思ひますが、そういう勉強を是非始めていただければと、こういうことでございます。

この点につきましては、また、後ほど私どもの担当部局から皆さん方の県の担当部局に連絡をさせていただくということでもうご提案であります。

2点目は、そのページの裏に、特に医師が不足しております産科医師、外科の医師の各県別のこの推移が書いてあります。この両診療科におきましては、右から2つ目にありますように、多くの県でお医者さんが不足をしている、減少しているということが起こっておりまして、中国5県で共通した問題であるわけでございます。

島根県の場合は、県の西部、あるいは離島などを中心に非常な勢いでお医者さんが減っております。私どもは、国、厚労省に対しまして、それから、大学病院もありますから、文科省に対しまして強く国がこういう問題に関与しなければ、この問題は解決できませんと。例えば、医学部への入学定員の話、特別枠のようなものを設けてやるようなことをしないと、なかなか問題解決しないんじゃないかとか、あるいは、この医師の育て方、あるいは診療報酬の問題等々やっておりますが、なかなか進みません。

一つ進まない理由に、国の関係部局が地方の実態を必ずしもよく知らないということがあるような感じがいたします。知ってる人は知っておって問題意識を持ってるんですが、全省的な動きになっていない。あるいは、全国的なメディアがとらえるような動きにまでなっていないというのが私の実感

であります。それは、我々の方が、各県、各地域でどういう状況になっているかというこのをもう少しデータを集めて、数字も要りますし、それから、なぜそういうことが起こってるのか、こういう原因であると、それを直すためには、こういうことをしなきゃいかん。もうちょっと具体的なこの提案をしていかなきゃいかんというのが私の最近やっておりますところから得ている感想なんですけれども、そのためにも、中国5県でまとめて状況をまず調べてみる。それを国に伝える。そして、国に対策を考えてもらう。そういう第一歩をやっていただければどうかということでございまして、これも御了解が得られれば、担当部局の方で調査等についてどうするかを相談してはどうかという提案であります。

二井会長 これにつきましては、御意見等はございませんでしょうか。  
よろこびますか。何か、石井知事、お願いします。

石井岡山県知事 ちょっとすみません。それに関連するんですけれども、ドクターヘリですね。私も隣の県、特に、広島県さんの患者搬送が大分多いんですけれども、その中で逆のことで広島県さんをお願いさせていただきたいんですが、ちょうど県境に位置いたします笠岡市の方から、あるいは隣の井原市の方からの具体的な事例に基づくお話が先般ありました。といいますのは、救急患者移送といったときに、隣の福山の方が非常に高度な医療機関があって、そちらの方に搬送ということが起こるわけなんですけれども、その際に、連絡をとってもなかなかそのときの休日のいわゆる病院の輪番制、これの病院の情報というものをスムーズに入手できないために円滑な救急搬送に支障を来した例があって、その点また、広島県さんの方にも機会があったら是非お願いをしていただけないだろうか、このような御要請が地元からあったものですから、これに関連いたしまして、ちょっと機会を見て、そういったところにお声がけをしていただきますれば、大変ありがたいと思って提案をさせていただきたいと思っております。

二井会長 湯崎知事。

湯崎広島県知事 わかりました。大変申しわけありませんが、我々としては積極的に対応していきたいと思っておりますので、情報がなくて、患者さんがお困りになるというのは、これはもう最悪のことですから、県境関係なしでやらせていただきたいと思っておりますし、逆に、当県では岩国の病院に搬送させていただいてお世話になってるということもありますので、それは是非やらせていただきます。実際には、救急急患の県境を越えた受入れというのは、いろいろなところでやってると思うんですけれども、これはもう全面的に進めるべきだと思いますし、ドクターヘリについても、私は、現在、県でも防災ヘリじゃなくて、専用のヘリをどうするかということも含めたことを考えてるんですけれども、これも広域的に協力できる分野の一つじゃないかというふうに思っておりますので、そういったことも含めて是非検討させていただければと思っております。

医師確保についても、全面的に賛成でありますので、どうぞよろしく申し上げます。

二井会長 いいですか。

県境を挟んでということになりますと、山口県も島根県境の山口県側は、益田市等と協定を結ばさせていただきまして、県境地域については、益田の方にお世話になってるというようなこともやっております。ドクターヘリの方は、来年1月に我が県も導入をしますので、これからまた担当者レベルでということがありましたので、よくまた協議をさせていただきながら、進めることができたというふうに思っておりますのでございます。

島根県から御提案がありましたこの2点につきましては、では島根県の方から担当者の方がまたお話があると思っておりますので、大変重要な課題ですから、しっかりと連携してやっていきたいと思っております。

湯崎広島県知事 1点だけ。先程の制度の話で、診療報酬の問題というのがやはり大きいと思うんですね。これは、地域主権の絡みとも含めて、国に対応してもらわないといけないところだと思うんですけれども、是非ここも含めてしっかり議論をさせていただければと思っております。

二井会長 いいですね。

溝口島根県知事 そうですね。まず、この実態をこの担当者同士で話をし、そういう中でドクターヘリの問題なんかもどのような対応できるのかというのを、そういう話から始めていったらよろしいんじゃないでしょうか。

二井会長 それでは、島根県さん、よろしく願いいたします。

以上できょうの予定をしておりました議題についてはすべて終わりましたが、特に、その他ございませんでしょうか。

ないようでしたら、以上で今日の中国地方知事会議を終わらせていただきます。御協力ありがとうございました。(拍手)

### 【閉 会】

平尾事務局長 ありがとうございました。この後、この会場で中国広域地方計画推進会議を行います。ちょっと会場の整理をさせていただきますので、16時40分ぐらいから始めさせていただきますと思いますけれども、知事さん方には再度またお集まりいただきますようよろしくお願いいたします。

なお、本年度2回目の中国地方知事会議は、秋ごろをめどに鳥取県で開催する予定となっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。それではどうもありがとうございました。

(以上)